

『古今和歌集』哀傷部の考察

－ 服喪歌群の意味 －

檜垣泰代*

目次

- 一 はじめに — 勅撰和歌集における『古今和歌集』の規範性と哀傷部 —
 - 二 『古今和歌集』哀傷部の排列・構造についての諸説
 - 三 八代集哀傷部の構造概観
 - 四 『後拾遺和歌集』哀傷部との比較を通して
 - 五 哀傷歌の本意
 - 六 「おもひ」歌群・服喪歌群の意味
 - 七 付説
-

－ はじめに

－ 勅撰和歌集における『古今和歌集』の規範性と哀傷部 －

勅撰和歌集の和歌分類の体系、つまり、部類とその内部の和歌の排列法は、そのしくみの根幹となるかなりの部分を、第一番目の勅撰集『古今和歌集』に負っていることは、まずもって認めてよいであろう。個々の集にそれぞれの創意工夫があり、その特質について明らかにする研究が行われているが、勅撰集の内部構成と、たとえば私撰集のそれ、あるいは私家集の構成を比較してみれば、やはり勅撰和歌集は他の歌集と一般ではない、確固たる規範を持っているのであり、その規範は『古今和歌集』にまず現出せられているのである。そのように典範として歴代勅撰集に継承された『古今和歌集』であるが、にもかかわらず、哀傷部の内部の構成に関しては、踏襲されていないように思われる。ここでは、その実際について確認したうえで、このことを契機として、『古今和歌集』哀傷部の排列法の基底にあるものについて、私見を述べたい。

* 京都女子高等学校 講師 日本古典文学

二 『古今和歌集』哀傷部の排列・構造についての諸説

『古今和歌集』の構造と和歌の排列については、夙に久曾神昇氏の論及がある¹⁾。氏はまず「他人の死に關するものと自身の死に關するものがある。(中略)時間的に見れば、前者は過去の死に關するもの、後者は未來の死に關するものとなる。」と二分し、さらに次のように類別されている。

他人の死に關するもの(八二九—八五六)

逝去直後(八二九—八三九)

服喪中(八四〇—八四四)

喪中 諒闇中(八四五—八四七)

服喪者以外(八四八—八五一)

没後 思出(八五二—八五四)

形見(八五五・八五六)

自身の死に關するもの(八五七—八六二)

没後に知られた辭世歌(八五七)

詠み置いて没した辭世歌(八五八)

臨終の際の辭世歌(八五九—八六〇)

危篤の際の辭世歌(八六一—八六二)

そして、「他人の死に關するもの」について、「しかして前者は、詠作時機によつて更に次の如くに類別してゐる。即ち逝去當時の歌、歿後一年間の歌、更にその後の歌と三分し、忌中のものは更に縁者の服喪中のもの、國民全部の服喪中、即ち諒闇中のもの、同期間中の服喪者以外のものと三分してあり、最も強い感情のものより次第してゐると見られる。」と述べておられる。

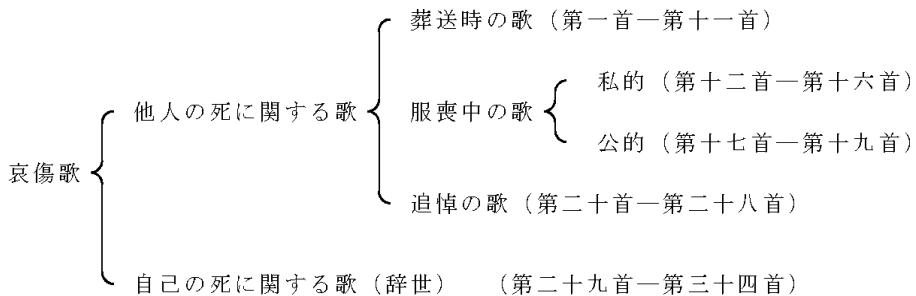
續いて松田武夫氏の『古今集の構造に關する研究』がある²⁾。松田氏は「人間の死は、死の直後と、服喪期間と、その期間が過ぎた後との三時期においてとらへられる。又、人間の死の場合、死者その者と、死者を送る者とが、必ず存在する。」と述べたうえで、内部構造を整理しておられる。いささか長くなるが、次に引用する。

かうした観点で、古今集卷第十六哀傷歌全体を見ると、四つの部分から構成されてゐることがわかる。最初の部分は、自分以外の者の死去に際しての歌で、死去から葬送までの期間に詠

1) 久曾神昇(1961)『古今和歌集成立論』研究編 風間書房 251頁。

2) 松田武夫(1965)『古今集の構造に關する研究』風間書房 580～582頁。

まれたものである。即ち、巻頭の小野篁朝臣の歌から第十一首の忠岑の歌までがそれである。次には、服喪中の歌が排列してあるが、前半は個人の喪であり、後半は諒闇中の詠歌となつてゐる。その前半は、第十二首の凡河内躬恒の歌から第十六首の讀人不知の歌までであり、後半は、第十七首の篁朝臣の一首と、次の文屋康秀の歌及びその次の僧正遍昭の歌の三首である。これら十九首の歌の次には、忌明、諒闇明けの後に、故人を回想して詠んだ追悼歌が、九首排列してある。第二十首の近院の右のおはいまうちぎみの歌から第二十八首の讀人不知の歌までである。古今集卷第十六哀傷歌の總數は三十四首であるが、そのうち、以上の二十八首は、他人の死を悼んだ歌である。又、それらの歌を排列するに當り、葬送・服喪・忌明け後と、時間的推移を基準にしてゐることが理解される。これらの歌の次に、第二十九首から第三十四首の歌まで、六首の歌が並列されてゐるが、これらは皆、死者が、自己の死を予知して詠じた辭世の歌である。それ故、作者を基にして考へるならば、第二十八首までの前半と、第二十九首以下の後半とに大別することができる。これを表に示すと、



となる。この事實は、決して偶然の結果でなく、撰者たちが、古今集編纂時に立案した哀傷歌一卷の構想である。

又、哀傷歌そのものを、時間的推移によつて思念したのは、四季の巻々をはじめ、他の巻を分類整理する場合の歌の排列法と軌を一にしてゐる。又、自他の死の區分を設け、その基準で、大きくこの巻を二分したことは、哀傷歌の本質を見抜いた上での妥當な考へ方といへる。

その後、日本古典文學全集『古今和歌集』で、小澤正夫氏は次のように解説しておられる³⁾。

最初に人が死んだ當座の悲しみや葬式に際しての歌、次に服喪中の歌、喪の明ける時の歌、さらに數年後に死者を思い出して追悼する歌、というふうに、死そのものからしだいに遠ざかるように配置されている。最後は作者自ら死に臨んだ時に詠んだ六首の辭世の歌を配してこの巻を終わるのである。

3) 小澤正夫(1971) 日本古典文學全集『古今和歌集』小學館 316頁

小島憲之・新井榮藏兩氏による新日本古典文學大系『古今和歌集』では、脚注部分に小見出しを立てて分類を示している⁴⁾。いま、便宜上、私に一括整理して次に掲げる。

ひとをいたむ 二十八首くみまかりにけるときに>十一首
 <服喪の時に>六首
 <亡き人を思いて>十一首
辭世の歌 六首

最近の、片桐洋一氏『古今和歌集全評釋』では次のようである⁵⁾。

卷十六・哀傷に屬する歌は、八二九番から八六二まで、死にかかわる歌三十四首。死んだ人を送るにあたっての歌。弔問の歌、亡き人を思い起こしての歌が續き、辭世の歌で終わる。

(1) 思う人を失って天や地に届けとばかりに詠んだ歌(八二九～八三二)

* 八二九番の「渡り河」の縁で八三〇の「白河」に續け、八三〇の前太政大臣の送葬の歌に後太政大臣の送葬の歌二首を續ける。

(2) 親しい人を失って詠んだ弔問の歌(八三三～八三九)

* 友則・貫之・忠岑という『古今集』撰者やその時代の人の歌を並べ、八三三番の作者友則に對する貫之・忠岑・躬恒の弔問の歌で閉じる。

(3) 喪に服して詠んだ歌(八四〇～八四四)

* 八三九番の忠岑の秋の別れの歌に、同じく撰者の躬恒の紅葉の歌を八四〇番に續け、その「袂」の縁で「藤衣」を詠んだ忠岑の歌、さらに同じく撰者の貫之・忠岑の歌を續け、よみ人知らずの歌で閉じる。

(4) 諒闇の歌とその忌明けの御國忌の歌(八四五～八四七)

(5) 亡くなった人を回想(八四八～八五七)

* 故人の家の庭を見て往事を回想するパターンが多い。

(6) 辭世の歌(八五八～八六二)

以上、代表的な諸説を通覽して、その基本的な把握についてはほぼ一致することが認められる。ここに引用させていただいたもの以外にも、内部構造に触れた論はあるが、基本的、大局的に大きく異なった説は見及んでいない。このような基本的理解の一致は、これらの分類が、歌の表現の分析によるのではなく、詞書の記述によって知られる詠作情況や動機に依據しているためであると考えられる。詞書の例を次にいくつか示す。

4) 小島憲之・新井榮藏(1986) 新日本古典文學大系『古今和歌集』岩波書店 249～260頁。

5) 片桐洋一(1998) 『古今和歌集全評釋』講談社 12頁。

- 八三三の詞書 藤原敏行朝臣の身まかりにける時によみてかの家につかはしける
 八三八の詞書 きのとものりが身まかりにける時よめる
 八四一の詞書 ちちがおもひにてよめる
 八四二の詞書 おもひに侍りけるとしの秋、山でらへまかるみちにてよめる
 八五一の詞書 あるじ身まかりにける人の家の梅花を見てよめる
 八五二の詞書 河原の左のおほいまうちぎみの身まかりてののちかの家にまかりてありけるに、
 しほがまといふ所のさまをつくれりけるを見てよめる

このように、逝去の當座であること、あるいは服喪中であること、等が詞書に明示されているのである。

つまり、『古今和歌集』哀傷部は、詞書に導かれて構造を明解に把握することが可能なのである。すなわち、まず、『他人の死を悼む』前半と『詠者自身の死を詠む』後半とに大きく二分される。前半はさらに、〈逝去そのものを契機とする詠〉、〈服喪中の詠〉、〈故人に縁の景物を囑目しての追悼の詠〉と續く構成を考察することができる。詳細には、他人逝去時詠を詠作の契機によって二分する、服喪中の詠の後の、「諒闇」・「國忌」の語を詞書に有する八四五・八四六・八四七をどのように扱うか、また、後半の詠者自身の死に關する一群を詠者の性別、あるいは、詠作時機の分析によって細分する、といった点などについての解釋によって諸説が行われているわけである。

ところで、このように詞書の記述に依據しつつ、諸説が基本的にはほぼ一致して哀傷部の内部構成を把握しているということ、いささか観点を換えていうならば、この構成は古今集撰者の意図した構想であると理解することが可能であろう。現行諸説の小異の部分には問題を残すとしても、大同の部分については撰者たちの構想の枠組みが今に了解されていると考えて、以下、論を進めたい。

三 八代集哀傷部の構造概観

ここでは、前に見た『古今和歌集』哀傷部の排列・構造に對して、『後撰和歌集』以降の哀傷部、あるいは哀傷の歌群が、おおよそどのような排列・構造になっているのかを概観する。

さて、『古今和歌集』哀傷部に關して、松田武夫氏は前掲書で次のように述べておられる⁶⁾。

哀傷歌は、死者に對し、この世に生き残った者が、哀悼の感情を歌ったものである。その悲しみの情感は、死の時点を起点として、それから遠ざかるに従って稀薄になって行く。この極め

6) 松田武夫(1965)『古今集の構造に關する研究』風間書房 48・49頁。

て自然な悲愁の時間的経過は、哀傷の部立内を組織化する場合の基準とされる。…(中略)…死の悲しみを時間的推移においてとらへた点は、四季の巻々における考へ方に共通し、他人の死を悼む立場と、自らが自らの死を悲しむ立場を考へた点は、賀・離別・羈旅などにおける思考と軌を一にしてゐる。

この松田氏の言葉を借用して、『古今和歌集』哀傷部の排列を仮に逝去起点型と称することにする。

『後撰集』は、集全般にわたって排列基準や構想は見出しがたいとされる、いわゆる雑纂で、巻二十の後半に置かれた哀傷の歌群も例外ではない。したがって、有意味な構造の比較は行えない。第三番目の勅撰集『拾遺集』以降については、仮に次のような二つの様式を考えることが有効であるように思われる。まず一つのタイプとして、季節の推移を軸とする排列がある。四季の部に準ずるものである。(四季順行型と仮称する。)もう一つのタイプは、歌の内容、歌ことばや表現・歌人に意を用いた、何らかの排列基準・意図を看取できるもので、部立としては雑部に相関すると言えよう。(有機的排列と仮称する。)このような二つのタイプを想定して、『拾遺集』以下の勅撰集について、簡略に示してみる。

『拾遺集』では、巻二十に哀傷部が置かれている。その初めの部分は季節の推移を軸とする排列で、四季順行型と仮称するところのものである。続く部分は、歌の主題や素材、歌ことばや表現・歌人に何らかの排列意図を看取できるもので、仮に有機的排列としておいたものである。そのような、四季順行型の部分、有機的排列と続いた後、辭世・無常・出家・仏事・釋教の歌群が続いている。

『後拾遺集』巻十哀傷部は、『古今集』に類似した排列をもっている。すなわち、逝去起点型の排列である。『後拾遺集』については、いまだ詳しく後述する。

『金葉集』再奏本では、巻十雑下の前半部分が検討の対象となる部分と思われる。四季順行型に有機的排列部分が続く形だが、述懐などの、他集では雑歌に収載される歌が混在する。辭世歌も定まった位置を持たない。続いて釋教の歌群を有す。

『詞花集』巻十雑下は、無常・辭世の歌群を巻頭に置き、続いて述懐歌や大嘗會歌・羈旅歌などの雑歌が置かれて、雑纂の哀傷歌群があり、釋教歌群で閉じる。

『千載集』は巻九に、『新古今集』は巻八に哀傷部を置く。いずれも、四季順行型の部分があり、有機的排列歌群が続く。釋教部は別に立てられている。

まことに粗々とした概観ではあるが、ここで、『古今和歌集』哀傷部の構造が後續勅撰集に踏襲継承されていないことが確認できる。前に述べたように、撰者たちの意図したところの構造の大枠はまがうことなく了解されるはずであるにもかかわらず、である。『古今和歌集』哀傷部の(仮称)逝去起点型の排列は、『後拾遺和歌集』には見えているが、他集には見られず、同じく、時間的推移ではあるが、『拾遺和歌集』に見えるところの四季順行型が『金葉和歌集』・『千

載和歌集』・『新古今和歌集』に採用されたのである。

ところで、逝去起点型と四季順行型とは、勅撰集の排列基準という大きな観点からは、對立する二つの様式とは言い難い。言うまでもなく、四季順行型は、四季の部は當然のこととして、雑部、その他の部立の隨所に用いられる、勅撰集においては、ある意味、普遍的な排列基準だからである。したがって、『拾遺和歌集』等が四季順行型を採擇したと言うよりは、逝去起点型を選択しなかった、と言うべきなのである。では、そのような、特殊である逝去起点型の排列を構想した『古今和歌集』撰者たちの發想の基盤にはどのようなものが考えられるであろうか。それについて考えるには、逝去起点型の排列を継承している『後拾遺和歌集』との比較検討が有効であろう。

四 『後拾遺和歌集』哀傷部との比較を通して

『古今和歌集』哀傷部と『後拾遺和歌集』哀傷部は、死者が詠者自身であるのか、他者であるのかをまず分ち、後者のグループについて、逝去時を起点として和歌を排列するという点で一致する。そのような共通の基軸を有しつつ、比較對照すれば、いくつかの差異を指摘することができる。その相違点をいとぐちとして『古今和歌集』哀傷部の構造について検討を加えたい。まず、『後拾遺和歌集』哀傷部の構成排列をやや詳しく、次に示す⁷⁾。

『後拾遺和歌集』は卷十に哀傷部を置く。その内容を『古今和歌集』哀傷部について示したのと同様に、詞書の記述に従って歌群を抽出して示すと、およそ、次のようになる。なお、「葬送」のように「」を付したものは、「葬送」(あるいは、「さうそう」)の語が詞書に見えることを示している。贈答歌の場合の返歌は贈歌の歌群に含めて扱っている。

| | |
|---------|-------------------|
| 辭世 | 二首(五三六・五三七) |
| 近親者の死 | 一首 |
| 火葬 | 一首(五三九) |
| 「葬送」 | 十一首(五四〇～五五〇) |
| 近親者の死など | (五五一～五七九) |
| | 「いみ」(五五二・五五三・五六五) |
| | 「後のわざの事」(五六七) |
| 服喪 | 一首(五八〇) |

7) 『後拾遺和歌集』は卷二十の一部に釋教歌を収める。たとえば、和歌史のうえで哀傷歌・哀傷部について考える際には、釋教歌の存在と位置は重要な問題であるが、本稿の主旨には關わらないので、そのことには触れない。

| | |
|-----------------|-------------|
| 「服」 | 一首(五八一) |
| 服喪 | 一首(五八二) |
| 「はてのわざ」 | 一首(五八三) |
| 追懷(翌年) | 一首(五八四) |
| 「はてのわざ」 | 四首(五八五～五八八) |
| 「服ぬぎ…」 | 三首(五八九～五九一) |
| 「…を見て」・「…を思いでて」 | 六首(五九二～五九七) |
| 死者の詠 | 六首(五九八～六〇三) |

以上のような概観を通して、差異としてまず挙げられるのは、いわゆる辭世歌の位置である。『古今集』では巻末に置かれたものが、『後拾遺集』では巻頭に据えられた。久曾神昇氏は他人の死に関する歌と自身の死に関する歌について、「時間的に見れば、前者は過去の死に関するもの、後者は未來の死に関するもの」(前掲引用)と述べられたが、ひとつの死を零時点として兩者の詠作時点を時間軸の上に置くならば、自身の死を目の前にした歌があって、やがてその死が訪れ、續いてその死を悼む歌が詠まれる、という推移となる。したがって、ひとつの死を起点とする時間の経過を言うならば、辭世はマイナス時間の経過ということになる。時間の経過という軸を採るならば、『後拾遺集』は一層徹底した排列ということになる。

そのような時間軸の徹底という観点からすると、『後拾遺集』の近親者の死を悼む歌群(五五一～五九一)に見える、「後のわざの事」(五六七)・「はてのわざ」(五八三～五八八)の詞書に注目される。「後のわざの事」は五六七に見え七七日の法要を指し、さらに子細に見れば、五五三には「みまかりてのち十三日にあたりて、物忌みすと聞き侍りて」とあって、これは二七日の法要をいうものと考えられる。七日毎の仏事は、現實にはその當日行われるとは限らず、特に七七日の法要は、該當の日に先んじて行われる例が多く見受けられるが、それは實際上の便宜として、本來としては人の逝去後の時間軸に七日毎の着實な経過を与え、四十九日の日数の流れ去ったことを示している。それらの語は時間軸に経過を与えるためのものでは元よりないが、結果として區切りの効果をもたらしている。さらに「はてのわざ」は一周忌の法要であるが、五八四をはさんで五八三から五八八に至る歌群を構成して一年の區切りを印象的に表しているのである。このような歌群を設定したところに『後拾遺集』編者の意図は明らかに知られる。このような『後拾遺集』の排列意図とその實際の鮮明さに比して見れば、『古今集』の排列の不徹底は否めない。

いましばらく時間軸について問題にすれば、次のような例がある。『古今集』八四七・八四八である。

ふかくさのみかどの御時に藏人頭にてよるひるなれつかうまつりけるを、諒闇になりにつれば、さらに世にもまじらずしてひえの山にのぼりてかしらおろしてけり、その又のとしみなひと御ぶくぬぎてあるはかうぶりたまはりなどよろこびけるをききてよめる 僧正遍昭
みな人は花の衣になりぬなりこけのたもとよかわきだにせよ
河原のおほいまうちぎみの見まかりての秋、かの家のほとりをまかりけるに、もみちのいろまだふかくもならざりけるを見てかの家によみていれたりける 近院のおほいまうちぎみうちつけにさびしくもあるかもみちばもぬしなきやどは色なかりけり

八四七遍昭歌は仁明帝の除服に際してのもので、崩御後一年を経過したものである⁸⁾。ところが、八四八源能有歌は、河原大臣源融が亡くなってその年の秋の詠だというのであるから、逝去後一年を経ていないことは、詞書の理解として明らかである⁹⁾。八四七から八四八へは時の流れは逆行する。

以上の対照を通してみると、『古今和歌集』哀傷部の排列について、時間軸とは別の基準を用意する必要があるのではないと思われる。それについての私見を次項で述べたい。

五 哀傷歌の本意

『古今和歌集』において、まず巻頭に《他人の死を悼む》歌が置かれたことについては、《他人の死を悼む》歌が哀傷部の核心であるとの認識が示されていると考えられる。すなわち、自身の死を目前に悟って、愛する人々との訣別を悲しむことでもなく、死というものに世の無常を深く観ずることでもなく、親密であった、あるいは、敬愛する人の死を哀悼することが哀傷歌の本意であるという撰者の考え方が示されたのではなかろうか。

『後拾遺和歌集』には「後のわざの事」・「はてのわざ」の語が示すように仏事に際して詠んだ歌があって、特に「はてのわざ」、すなわち一周忌の仏事を契機とする歌は五首の歌群を構成して、仏事が哀傷部の主要な構成要素となっていた。『後拾遺集』だけでなく『後撰集』以降『新古今集』

8) 詞書の「かうぶりたまはり」について、片桐洋一氏は「『文徳天皇實録』嘉祥三年四月十七日や二十七日の條に加階の記録が多く見える。」(『古今和歌集全評釋』當該歌條)と注しておられる。四月十七日は文徳天皇即位の日で、それに伴う加階が盛大に行われたようである。そのような加階に作者遍昭が違和感を抱いたであろうことは納得できる。ただ、詞書の「その又のとしみなひと御ぶくぬぎてあるはかうぶりたまはりなどよろこびける」については、除服は當然として加階も、仁明帝崩御の嘉祥三年の翌年、すなわち嘉祥四年(改元して仁壽元年)のことと解すべきかと思われる。しかし、記録類に嘉祥四年春の加階を確かめることは今のところできていない。記録が残らなかったのか、史實と文學との乖離か。問題の残るところではあるが、當該歌の詠作時期を除服後とすることに問題はないと思う。

9) 河原大臣源融は『日本紀略』に據れば、寛平七年八月二十五日に薨じている。そうすると源能有歌は逝去後一ヵ月を経ないうちの詠ということになる。

まで仏事を契機とした詠は、多少の差はあれ、勅撰各集に見えている。ところが、『古今集』哀傷部には仏事を契機とする歌はない¹⁰⁾。『伊勢物語』の文徳帝女御、藤原良相女多賀幾子の例を引くまでもなく、七日ごとの仏事や供養が行われ、『伊勢物語』に描かれるように「みわぎを題にて」歌を詠むこともあったらしい¹¹⁾。また、『古今集』八四二と八四四の詞書に「山でら」の語も見えるが、明らかに仏事を示すものは見当たらないのである。従って、當然の歸結として仏事が哀傷部の構成要素となっていない。仏事のみならず、『古今集』哀傷部には仏教的な要素がほとんど見て取れない。いわゆる釋教歌が未成熟であるということも考え合わせられなければならないが、『古今集』中にも次のような歌が見える。

| | |
|---|---------|
| 題しらず | 讀人しらず |
| 世中にはなにかつねなるあすかがはきのふのふちぞけふはせになる (卷十八雜下九三三) | |
| 題しらず | 小野小町 |
| あはれてふ事こそうたて世中を思ひはなれぬほだしなりけれ (卷十八雜下九三九) | |
| 題しらず | ふるのいまみち |
| しりにけむききてもいとへ世中は浪のさわぎに風ぞしくめる (卷十八雜下九四六) | |
| 題しらず | よみ人しらず |
| 世にふればうさこそまされみよしのいはのかけみちふみならしてむ (卷十八雜下九五一) | |

必ずしも多くはないが、無常を詠む歌、廣義釋教歌は『古今集』にも入集しているのである。しかし、これらは雜部に収められたのであり、哀傷部には存しない。つまり、勅撰集のなかで言えば、仏教的要素の稀薄さを『古今集』哀傷部の特質として認めることができるのである。このことも、哀傷部の歌を前述の哀傷歌の本意に適った歌に狭く限ったことの結果として理解できるのではあるまいか。

また、『後拾遺集』詞書に見える「忌み」も『古今集』哀傷部には見えない語である。八代集の詞書の「忌み」については、服喪であるとする説と死穢に関わっての慎みであるという説があるようである。「忌み」に類する語として「物忌み」・「周忌¹²⁾」などがあるが、これらが意味的に交錯することはないようなので、ここでは「忌み」のみに着目したい。詞書において服喪を示すことばとしては他に「おもひ」・「服・ぶく」が知られる。「おもひ」は『古今集』・『後撰集』・『詞花集』・『千載集』・『新古今集』に見え、「服・ぶく」は八代集すべてに見える。「忌み」は『後撰

10) 『古今集』八四六「深草のみかどの御國忌の日よめる 文屋やすひで 草ふかき霞の谷に影かくしてひのくれしけふにやはあらぬ」に見える「國忌」は、持統朝に天武天皇の一周忌に齋會を修した『日本書紀』の記事を初見とする。しかし、『源氏物語』賢木に桐壺帝崩後一年を「國忌」と言うのは命日をいうもので、仏教的行事を指示してはいない。この『古今集』八四六詞書も同様に見てよいと思う。

11) 『伊勢物語』第七十七・七十八段。法事の時期に關して史實との不整合があるようだが、行事の概要は参考になる。

12) 『千載集』には「遠忌」・「月忌」、『新古今集』には「周忌」の例が現れる。

集』・『後拾遺集』・『詞花集』・『千載集』各集に見える。死穢による慎みを表すとされる語は今のところ、他に見出せない。ここで「忌み」について少しく検討しておく。

なくなりて侍りける人のいみにこもりて侍りけるに、雨のふる日ひとのとひて侍れば
よみ人しらず
袖かわく時なかりつるわが身にはふるを雨ともおもはざりけり

(後撰集卷二十哀傷歌一四一四)

左兵衛の督経成みまかりにけるその忌にもうとのあつかひなどせんとして、師賢朝臣こもりて侍けるにつかはしける
小左近
よそに聞く袖も露けき柏木の森のしづくを思ひこそやれ(後拾遺集卷十哀傷五五二)

後者は、源経成死去に際しての「忌み」に、経成の北の方であった妹の世話をするため、兄の源師賢がともに籠もった、というのである。これらのように「忌みに—こもる」という例が多いが、死穢のために籠もるのか、服喪のためなのか、和歌の詞書中には明らかに判別できる例は見出しにくい。詞書ではないが、『落窪物語』巻四に「三十日の御忌み果てぬれば、」という例がある¹³⁾。この例を援用すれば、「忌み」は触穢のためのものと考えられそうである。『源氏物語』若紫に、若紫の祖母逝去後に「忌みなど過ぎて」とあるのも、それに續いて四十九日の敘述があるので、触穢と見るのが妥当と思われる。『古今集』が哀傷歌の本意を人の死を直截に哀悼することと狭く限定するならば、人の死を穢と捉え、それに關わっては慎まなければならないものであるとする側面を排除しようとすることは容易に考えられる。そのために「忌み」は『古今集』哀傷部には見られないのであろう。ただし、「忌み」の実際についてはいま少し考察を續けなければならない。

天曆のみかどかくれさせおはしまして、七月七日御忌はててちりおりにまかりいでけるに女房の中におくり侍りける
清原元輔

けふよりはあまのかはざりたちわかれいかなるそらにあはむとすらん(詞花集卷十雑下三九九)

村上天皇の崩御は康保四年五月二十五日である。詞書にある七月七日には、關白藤原實頼が御諷誦を修しており、この日に先帝の宮人たちが退下したことが、『日本紀略』に知られる。その前日、七月六日に六七日に当たっての御誦経使を發遣しているのであるが、『本朝文粹』卷十四に収載された菅原道真による「清慎公奉爲村上天皇修諷誦文」には、この諷誦が「六七聖忌」に当たってのものであることが記されている。してみると、この時に「はて」た「忌み」は三

13) 岩波新日本古典文學大系(藤井貞和氏校注)では、「忌み」を服喪とし、「特に重い忌みの期間が三十日である。」と解説されるが、私は『延喜式』に規定される死穢に依る籠居と考える。

十日の死穢に適合しない。もちろん、服喪でもない。

中關白のいみに法興院にこもりてあか月がたにちどりのなき侍りければ 円昭法師
あけぬなりかものかはせにちどりなく今日もはかなくくれむとすらん

(後拾遺集卷十哀傷 一〇一四)

人のいみはててもとの家にかへりける日 よみ人しらず
ふるさに君はいづらとまちとはばいづれのそらの霞といはまし (後撰集卷二十哀傷一四一五)

待賢門院かくれさせ給うてのち、御忌みはててかたがたに歸らせ給ける日

崇徳院御製

限りありて人はかたがた別るとも涙をだにもとさめてしがな (千載集卷九哀傷五七八)

御返し

上西門院の兵衛

ちりぢりに別るゝけふのかなしさに涙しもこそとまらざりけれ (千載集卷九哀傷五七九)

「忌み」に際しては、ゆかりのある人々が寺家などに籠もり、「忌みはてて」ちりぢりに別れ、それぞれの家に歸っていくらしい。『蜻蛉日記』には、母の死去に際して次のような記述が見える。

これかれぞ、殿上などもせねば、けがらひもひとつにしなしためれば、をのがじゝひきつぼねなどしつゝあめる…(中略)… 四十九日のこと、たれもかくことなくて、家にてぞする。…(中略)… その日すぎぬれば、みなをのがじゝ、いきあかれぬ。

この場合は寺家ではなく、父の家に籠もっているようだが、こうした記述を参考にすれば、人の死後、近親者などが死穢のために三十日を籠もって過ごし、そのまま七七日の法要を営んで、それを区切りとして籠もり所を出て、それぞれの家に別れていく、ということが考えられそうである。前掲『落窪物語』では、父大納言の死後、夫の大將や子と離れて籠もっている女君に、三十日が過ぎたところで大將が、子供たちがさみしがっているから歸ってくるように、と言うが、女君は、「いまいくばくにもあらず。御四十九日果てて渡らん。」と返事をしている。触穢の三十日は否応なしに籠もらなければならないが、その期間が終了してもすぐに出て行くのではなく、そのまま四十九日の法要までを愼み過ごして、法事をすませてそれぞれに別れていく、というようなケースが一般的にあったことが窺われる。そのようにして籠もっていることも、本来の忌みから連続して「忌み」と表されたのであろう。村上帝の場合は、七七日は、七月十四日に清涼殿で御齋會が修せられており、六七日で「忌み」を終えることとなったのだろうが、一般には「忌み」の期間はほぼ四十九日に重なるのだろう¹⁴⁾。

そのように考えると、『詞花集』三九九詞書の「七月七日御忌みはてて」の表現は、前掲諷誦

14) 逝去後の時間経過を軸とする『後拾遺集』卷十哀傷部で、「忌み」は三首の詞書に見えるが、それらは葬送歌群と「のちのわざ(七七日)」との間に散在する。

文の「六七聖忌」に符合し、さらに「月忌」・「周忌」・「遠忌」などの忌も連絡を持つものと見ることもできる。このように見ると、『古今集』哀傷部に「忌み」が用いられないことについて、仏教的要素の希薄さという点から説明することもあり得るか、と思う。前掲『後拾遺集』一〇一四の作者円昭は一首のみの勅撰歌人で、興福寺の僧であったらしい。『小右記』などにも名前が見えるが、中關白家との縁故等については未詳である。『落窪物語』に見える「御忌みの程は…(中略)…寢殿には大徳たちいと多くこもれり。」というような中の一人であったのではないか。「忌み」の仏教との連絡を想像させる。ただし、ここで検討した諸例はいずれも時代が下るので、『古今集』理解に直結することには不安が残る。

「服・ぶく」は、喪中に素服、あるいはいわゆる墨染の衣を着用することによる語であろう。

| | |
|---|------|
| あにのぶくにて一條にまかりて | 太政大臣 |
| 春の夜の夢のなかにも思ひきや君なきやどをゆきてみんとは (後撰集卷二十哀傷一三八七) | |
| 服にて侍りける頃、十月一日同じさまなるひと、我のみなん同じ姿にと言ひおこせて侍ければよめる | 康資王母 |
| 君のみや花の色にもたちかへで袂の露は同じ秋なる (後拾遺集卷十哀傷五八一) | |

前者のように喪中であることを表す場合も少なからずあるが、後者のように喪服に關わって詠まれる例も多い。そして、

| | |
|--|--------|
| 恒徳公の服脱ぎ侍とて | 藤原道信朝臣 |
| 限あれば今日脱ぎ捨てつ藤衣果なき物は涙なりけり (拾遺集卷二十哀傷一二九三) | |

このように、服喪期間が終了することを「服脱ぎ」の表現で表す。『古今集』の一例もまさにこの「ぶくぬぎ」で、歌も、

みな人は花の衣になりぬなりこけのたもとよかわきだにせよ 僧正遍昭 (八四七)

喪服を詠むもので、「服」の語が用いられてしかるべきところである。したがって、『古今集』では「喪中」の意味で「服」は用いられない。

『古今集』で服喪・喪中を表すのは「おもひ」である。『古今集』哀傷部の「おもひ」が服喪・喪中を表すことについては異論を見ないようである。[思い]のような幅広い概念を含む語が、どのようにして服喪という事柄を示すようになったのかはわからない。同時代の用例も見当たらないので検証のしようもないが、たとえば、『古今和歌六帖』が哀傷歌に「かなしび」の題を付しているなどを参考にすると、和語 [おもひ] や [かなしび] の覆う広い意味の内、その感

情の極めて強く深いところを特立させていう用法であろうかと推量する。そのような意味では、前述の「忌み」も近似した用法と言えようが、「忌み」はその期間の終了を「忌み果てて」という例があり、相當の具体性を有する用法に轉じていたように思われる。『千載集』には「藏人になり侍ける時、おやの思になりける秋…(以下略)」（卷九哀傷 平雅康）という例が見られるが、「おもひ」の事物化は比較的弱い。たとえば、現代語譯として服喪と置き換えられるほどに轉じているのではなく、むしろ、原義の思うことそれ自体を濫存してあるのではないか¹⁵⁾。

ちちがおもひにてよめる ただみね
ふち衣はつるるいはわび人の涙の玉のをとぞなりける（古今集卷一六哀傷八四一）

この歌は書陵部藏定家本系三十六人集『忠岑集』では、詞書「おやのふくにて」（忠岑集六）とある。他方、『拾遺集』では讀人知らずの除服の歌として重出しており、西本願寺本『忠岑集』（一一二）では全く異なる詞書を持つ。また、正保版本歌仙歌集本『貫之集』（七八八）にも題知らずで収められており、『古今集』の詞書の依據するところを推察することも容易ではない。ただ、「ちちがおもひにてよめる」とした『古今集』の詞書によって、定家本系三十六人集『忠岑集』の詞書が生じたことは想像できる。『古今集』の「ちちがおもひ」は、後代「おやのふく」に改められたのである。服喪を指示する「おもひ」の語はいささか不安定な語であったようだ。しかし、故人を思うことが喪に服する者のあるべき姿である、と捉え、古今集撰者は「おもひ」の語を採用したと考えられる¹⁶⁾。

このようなことばの取捨にも、哀傷歌はその死を哀悼し不在を悲歎し故人を追懐することが本意であるという、『古今和歌集』撰者の規範意識を窺うことができると思うのである。

15) 後年、紀貫之は『土佐日記』のなかで、土佐で亡くした娘を思つて次のように詠んでいる。
（羽根というところで、小さな子が幼いことを言ったのにつけて）この、羽根といふところとふ童のついでにぞ、またむかしへ人を思ひ出でて、いづれのとにか忘るる、今日はまして、母の悲しがらるることは、下りしときの人の數足らねば、古歌に、「數は足らでぞ歸るべらなる」といふことを思ひ出でて、人のよめる、

世の中に思ひやれども子を戀ふる思ひにまさる思ひなきかな
といひつつなむ。 （承平五年一月十一日）

服喪を指示する「おもひ」と直接するものではないが、撰者貫之の「おもひ」理解に連絡するものと考えている。

16) 『新古今集』は「忌み」の語を用いず、服喪を表す語として、「服」ではなく「おもひ」を採っている。勅撰集のなかで唯一『古今集』と同じパターンである。新古今編纂者たちの『古今集』理解を垣間見る気がする。『新古今集』で「おもひ」の語を詞書にもつ歌は四首であるが、哀傷部の排列構造が異なるため、後述する『古今集』に見られるような「おもひ」歌群は構成しない。

六 「おもひ」歌群・服喪歌群の意味

「おもひ」を詞書にもつ歌は、哀傷部において次のような五首の歌群を形成している。

ははがおもひにてよめる 凡河内みつね
八四〇神な月時雨にぬるるもみちばはただわび人のたもとなりけり
ちちがおもひにてよめる ただみね
八四一ふち衣はつるるいはわび人の涙の玉のをとぞなりける
おもひに侍りけるとしの秋、山でらへまかりけるみちにてよめる つらゆき
八四二あさ露のおくての山田かりそめにうき世中を思ひぬるかな
おもひに侍りける人をとぶらひにまかりてよめる ただみね
八四三すみぞめの君がたもとは雲なれやたえず涙の雨とのみふる
女のおやのおもひにて山でらに侍りけるを、ある人のとぶらひつかはせりければ、
返事によめる よみ人しらず
八四四あしひきの山べに今はすみぞめの衣の袖はひる時もなし

この「おもひ」の語を詞書にもつ歌群を、仮に「おもひ」歌群と呼ぶ。このような「おもひ」歌群は『後拾遺集』にもなく、構造を異にする他の勅撰集にも現れない。内實として同様の意を表す「服・ぶく」について見ても、こうした歌群を構成する例は見当たらない。『古今集』哀傷部獨特の歌群なのである。「おもひ」歌群は次のような歌うたに續く。

諒闇の年池のほとりの花を見てよめる たかむらの朝臣
八四五水のおもにしづく花の色さやかにも君がみかげのおもほゆるかな
深草のみかどの御國忌の日よめる 文屋やすひで
八四六草ふかき霞の谷に影かくしてひのくれしけふにやはあらぬ
ふかくさのみかどの御時に藏人頭にてよるひるなれつかうまつりけるを、諒闇になりにければ、さらに世にもまじらずしてひえの山にのぼりてかしらおろしてけり、その又のとしみなひと御ぶくぬぎて、あるはかうぶりたまはりなどよろこびけるをききてよめる

僧正遍昭

八四七みな人は花の衣になりぬなりこけのたもとよかわきだにせよ

「諒闇」は天皇がその父母などのために服喪することを言う。その際、臣下にも素服を与えて服喪させることもあるが、八四五・八四七の場合はそうした形をとるものではなく、天皇が崩御したその後の一年を言うのであろう。八四七は、嘉祥三年三月二十一日に崩じた仁明帝の

喪、すなわち文徳新帝の諒闇で、それが仁壽二年に終わり除服となったことを詠む。八四六は仁明帝の國忌を契機とする歌だが、國忌は毎年三月二十一日がそれであるから、また、仁明帝の國忌が置かれた時期も未詳なので、その詠作年次はわからない。しかし、歌柄や排列などから、崩御後一年の際のものとして捉えて差し支えはないように思う。そうすると、「おもひ」五首から八四七までを服喪に関わる一服喪期間内というのではないが一歌群としてまとめることもできよう。これを仮に「服喪歌群」というならば、八首という『古今集』としては大きい歌群を形成することになる。他集には存しない、この「おもひ」歌群、服喪歌群の形成に、『古今集』哀傷部の積極的な特質を認めることができると思う。そこに撰者たちの哀傷部構想の要諦を見たい。

大切に思う人、親しい人の死に遭遇して悲歎すること、故人に縁のものを見たり聞いたりした時に、その人の不在を悲しんだり、しみじみとした思いに浸るのは人間の自然であるが、服喪ということは人事である。本来はおそらく、亡くなった人に礼を盡くし、激しい悲歎や言いようのない喪失感のために自失の状態、通常の社會生活を送れなくなっているような人が、故人の不在を靜かに受け入れていって社會復歸するための猶予期間であったのだろう。しかし、ともかく服喪は、『令』によって平安貴族社會に秩序を与える規定である。『喪葬令』服紀條に次のように記される。ここには『令義解』より掲出する。

凡服紀者。爲君。＜謂。天子也。＞父母及夫。本主。＜謂。其文學家令等。不在此限也。＞一年。＜謂。以十二月爲限。不計潤月。其五月以下。並皆計日也。＞祖父母。養父母。五月。＜謂。其養子爲本生一年。即養父母爲子一月也。＞曾祖父母。外祖父母。伯叔父姑。妻。兄弟姊妹。夫之父母。＜謂。養子之妻妾。於夫之養父母亦同。＞嫡子。三月。高祖父母。舅。姨。嫡母。繼母。繼父同居。異父兄弟姊妹。衆子。嫡孫。一月。衆孫。從父兄弟姊妹。兄弟之子。七日。

(注< >内は二行書)

このように、死者との縁戚関係によって喪に服する期間が定められる。服喪に輕重があり、それに応じて喪服の色の深さも規定される。その期間は社會生活全般において制約があり、一方で、どのように弔意が深くても規矩を超えて服することはできない。令制に則った服喪という哀悼の様式を具体したのが服喪歌群である。

八四五・八四七¹⁷⁾の詞書に見える「諒闇¹⁸⁾」も、この『喪葬令』の規定に據る制である。この

17) 『古今集』・『後撰集』の遍昭歌を基として歌物語的に編集されたと言われる『遍昭集』では、八四七歌に対応するところに「諒闇」の語は見えない。

18) 志賀須賀本『古今集』では、八四五歌の後に次の歌がある。

諒闇のとし冷泉院のさくらをみてよめる 尚侍廣井女王

ころなきくさきといへとははれなりことはさかすともにかねん

後代の混入も考えにくい。『古今集』編纂の早い時期に、「諒闇」の歌がもう一首並べられていた可能性もある。

「諒闇」は、八代集では『千載集』・『新古今集』に各一例見えるのみで、私家集などにも用例の少ない語である。また、八四五の詞書の「國忌」は平安朝和歌の詞書中においては孤例のようである。この「國忌」も『儀制令』に、

國忌曰。謂。先皇崩日。依別式合廢務者。三等親。百官三位以上喪。皇帝皆不視事一日。

と規定されるところのものである。このような用語によって、この服喪歌群に透けて見える律令制の色合いがより濃く鮮明になってくるであろう。

近親者の死を哀傷するにしても、律令官人としてのしかるべきありようとして、服喪が哀傷部に位置付けられたのである。その配置箇所が、「…の身まかりける時に…」の詞書を有する<近親者の死去に遭遇しての悲歎を直載に表現した歌うた>に續くのは、至極妥当なところであろう。そうして、その後<故人に縁の景物を屬目しての追懷の歌うた>「…を見てよめる」のパターンを持つ歌うたが置かれるが、それらの多くは故人との縁戚関係をもたない、すなわち服喪しない間柄による詠作であるとも言い得る。この哀悼の三様は、一人の人が近親者を失った場合を想定すれば、逝去直後の激しい悲歎から、服喪の期間を経てその死を受け入れていき、また、何かにつけて故人を追懷するという、一般的な階梯とも見做せよう。そのような場合であると、そこに時間の経過がおおむね重ね合わせられてもくるのである

律令は天皇を頂点とする國家機構、官僚社會を保証する。そして、貴族たちの社會生活を規定する。その一端が『古今集和歌』哀傷部に具現された。葬喪は礼式のなかでも特に重要視されたものであった。しかし、そのような律令体制は、この『古今和歌集』が編まれるころ、ある意味で無實化していく。葬喪の儀礼は失われることはないが、慣習のなかに埋没していく。ここに述べた『古今和歌集』哀傷部の構想が、『拾遺和歌集』以降に継承されていない事實は、そうした貴族社會の変容と軌を一にするものと考えられるのである。

七 付説

仮称「おもひ」歌群には、看過できない問題が二、三残されている。その一つはすでに松田氏が前掲書で指摘されたところである。

詠出法は、「神無月時雨に濡る紅葉」「藤衣はつる糸」「墨染めのきみがたもと」のやうな譬喩法を用ひ、「朝露のおくての山田かりそめに」「あしひきの山べに今は墨染めの」のやうに、掛詞と序詞を用ひた技巧的な歌ばかりである。19)

なぜ技巧的な歌であるのか、については簡単に答えは用意できない。が、次のような問題と併せて考えてみたい。

この五首の作者群と他出文献である。そのなかの、『古今集』に依據したとおぼしい場合は除いて、氣になるところを列挙してみる。

- ・八四〇、躬恒。書陵部藏躬恒集、正保版本歌仙歌集本では屏風歌である。定家本系三十六人集忠岑集には、「きたふんかいへのうたあはせに」の詞書をもって収められている。
- ・八四一、忠岑。正保版本歌仙歌集本貫之集に、「題しらす」、第三句「君こふる」としておさめられている。
- ・八四二、貫之。八四三、忠岑。この二首には特記すべきものはない。
- ・八四四、讀人しらす。『古今集』諸本では讀人不知だが、『拾遺集』に兼輔として重出し、西本願寺本三十六人集兼輔集、正保版本歌仙歌集本兼輔集には『古今集』とほぼ同じの詞書をもって掲載される²⁰⁾。

このような五首の状況から想像をたくましくすれば、この「おもひ」歌群は撰者によって創作された歌群ではないかと思われる。詠作自体を編纂時の創作というつもりはないが、哀傷部に服喪歌群を形成することを目論んで、撰者たちが自身の手の中にある歌を材料として、特に詞書の創作と編集操作が加えられたのではないかと考えるのである。

そのようにして現出させられた服喪歌群であるが、後年、貫之が編纂する『新撰和歌』には一首も収載されていない。『新撰和歌』では哀傷は賀と、各十首ずつ対偶されており、十首すべて『古今集』哀傷部からの採歌である。『古今集』哀傷部の「…身まかりける時よめる」十一首のうち六首が、「…見てよめる」他九首のうち二首が、いわゆる辭世六首のうち二首が撰歌されている。つまり、服喪歌群以外からは複数首収められている。にもかかわらず、服喪歌群八首からは一首も採擇されていない。松田氏の言われるように技巧的な歌であることから、歌の表現本位に選擇されたと言われる『新撰和歌』では、眞率な哀傷表現でないとして退けられたということが考えられるが、あるいは、そこに『古今集』編纂時の、構想意識に基づいた歌群形成の経緯なども關わるのではないかと想像している。

19) 松田武夫(1965)『古今集の構造に関する研究』風間書房 588頁。

20) 西本願寺本三十六人集兼輔集では、この詞書が次の歌のものとなっているが、歌の内容からして書寫の際の錯誤と見るべきであると思うので、本論では採り上げない。

【参考文献】

- ・増田繁夫(1967)「古今集の勅撰性—和歌と政治・社会・倫理—」『梅花女子大学文学部纪要』第
四号. 後に『日本文学研究资料丛书 古今和歌集』(1976 有精堂)に収載,31-44頁.
- ・久曾神昇(1961)『古今和歌集成立論』風間書房 1-409頁.
- ・松田武夫(1965)『古今集の構造に関する研究』風間書房1-701頁.
- ・小澤正夫(1971) 日本古典文学全集『古今和歌集』小学馆 5-544頁.
- ・小島憲之・新井榮藏(1989) 新日本古典文学大系『古今和歌集』岩波书店 2-483頁.
- ・片桐洋一(1998)『古今和歌集全評釋』講談社 12-941頁.

K C I

要 旨

勅撰和歌集の一番目の集として後代の先蹤となった『古今和歌集』であるが、哀傷部の構造排列に關しては、以降の勅撰集に踏襲継承されていない。結果として独自の排列構造をもつこととなった『古今和歌集』哀傷部の構想の根幹には、撰者の強い本意意識、すなわち、親密であった、あるいは、敬愛する人の死を哀悼することが哀傷歌の本意であるという撰者の考え方がありと考えられる。そして、獨特の構造の鍵となるものに、「おもひ」の語を詞書にもつ「おもひ」歌群と、それに「諒闇」・「國忌」の語をもつ歌うたを續けた服喪歌群の存在がある。服喪は『葬喪令』に依って規定される哀悼の様式であるから、この歌群は、天皇を頂点とする國家機構を保証し、平安朝貴族の社會生活に秩序を与える律令の具現されたものと言える。「おもひ」歌群形成については、撰者の相當に意図的な操作が加えられていることが想像されるが、律令体制は、この『古今和歌集』が編まれるころ、ある意味で無實化していく。『古今和歌集』哀傷部の構想が、『拾遺和歌集』以降に継承されていない事實は、そうした貴族社會の変容と軌を一にするものと考えられるのである。

キーワード：『古今和歌集』哀傷部 勅撰集の排列構想 哀傷歌の本意 「おもひ」 服喪歌群
歌群創作 律令國家

투 고 : 2005. 8. 31
1차 심사 : 2005. 9. 10
2차 심사 : 2005. 10. 1

住 所 : (536-0025) 大阪府大阪市城東區森之宮2-8-512
電 話 : 06-6961-8194